

「旧県立川崎南高校解体差し止め仮処分」 の決定についてのお願い

「本気で臨海部の未来を考える会（『川崎南高を活かそう会』）」のメンバーである地域住民有志は、県民の貴重な財産である「旧県立川崎南高校」を壊さないで、住民の福祉や教育のために再利用させてほしいという願いから、「校舎解体差し止め仮処分」の申し立てを貴職にいたしました。

解体工事が目前に迫ることによる、緊急の申し立てではございますが、貴職による仮差し止めの決定いただければ、その後は時間をかけて神奈川県当局と地域住民との協議によって、よりよい解決の道を探ることができます。

私たちは「旧県立川崎南高校」が地域住民のために、豊かな夢のある施設として再び活用されることを願っており、この再利用を求める住民の「賛同署名」はすでに15000筆を超えました。

どうか、私どもの願いと申し立てに沿った決定を下されますよう、心からお願い申し上げます。

住 所 〒

氏 名

2 3 1 - 8 5 0 2

神奈川県横浜市中区日本大通 9

横浜地方裁判所 第 3 民事部

裁判官 沼田 寛様